

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

原告第三準備書面

令和3年10月19日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人弁護士

水野泰孝



同

加藤由利子



頭書事件について、原告は、被告作成の令和3年10月12日付け準備書面(2)（以下「被告準備書面(2)」という。）のうち、特に確認の利益に係る被告の主張に対して、以下のとおり、反論等を行う。

第1 原告の反論の骨子

- 1 被告は、被告準備書面(2)・第1において、令和3年9月29日施行の「本件省令改正」により「住民票省令」（原告がいうところの「住民票の写し等の交付に関する省令」）に22条が新設された旨を説明するなどした上で、同・第2において、本件地位確認の訴え及び本件通知違法確認の訴えはいずれも確認の利益が認められず不適法である旨を主張する。
- 2 これに対し、原告は、本件省令改正により新設された住民票省令22条は、住基法（ないし住基法及びデジタル手続法）の委任の範囲を超えるものであり違法であり無効であると主張するものである（訴状において原告が「予備的主

張」として頭出ししていた内容とほぼ同様の主張となる。詳細については、追って主張する。)

また、原告は、本件省令改正により住民票省令 22 条が新設されたことにより、従前原告が事実上の支障として主張していた内容は法律上の支障へと昇華し、少なくとも本件地位確認の訴えについて、確認の利益は認められると主張するものである。

- 3 後記第 2 以下において、少なくとも本件地位確認の訴えについて、確認の利益は認められることを説明する。

第 2 本件省令改正に係る事実経緯についての補足

- 1 本件省令改正に係る事実経緯について、被告が主張するところに、若干、事情を追加する。
- 2 総務省は、令和 3 年 8 月 23 日、本件省令改正に係る改正案を公示し、同日から同年 9 月 22 日までの 30 日間を意見の受付期間と定めて、行政手続法 39 条以下が定める意見公募手続（いわゆるパブリックコメント）を開始した（以下「本件パブコメ」という。甲 34）。
- 3 渋谷区は、令和 3 年 9 月 10 日、本件パブコメを開始したことを受けて、プレスリリースを発表した。

このプレスリリースにおいて、渋谷区は、「これは、渋谷区が採用している本人確認方式 eKYC（AI 顔認証による本人確認）を違法とすることを目的とした改正と言わざるを得ません。この改正は地方自治の本旨をも蔑ろにする、もはや渋谷区のみの問題に留まらないことから、さすがに看過できない状況であり、このことを広く知っていただくためにも、渋谷区の考えをここにお示ししたいと思います。」などとして、総務省に対するものとしては異例ともいえる強いトーンにて、その意見を表明した（以上、甲 35）。

- 4 本件パブコメにおいて、合計 44 の意見が提出された（総務省の考え方の回答を含め、甲 36。なお、公正を期す観点から補足しておく、甲 36 に列挙

されている44の意見のうち、意見番号26の意見は原告による意見、意見番号42の意見は原告訴訟代理人弁護士による意見である。）。

5 令和3年9月26日、本件省令改正が施行され、同日、渋谷区は本件サービスを用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求の受付を「当面の間休止」した（甲37）。

6 本件パブコメが開始された時点において、デジタル手続法総務省施行規則4条2項本文の定める方法によらないで、オンラインによる住民票の写しの交付請求を受け付けていた自治体は、渋谷区のみである。

第3 少なくとも本件地位確認の訴えについて確認の利益は認められること

1(1) 本件省令改正により住民票省令22条が新設されたことにより、従前原告が事実上の支障として主張していた内容は法律上の支障へと昇華した。

(2) 本件省令改正を受け、渋谷区は本件サービスを用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求の受付を「当面の間休止」した。ここでは、本件サービスが適法であることが確認され次第、本件サービスを用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求の受付の「休止」が解かれることが含意されている（渋谷区のプレスリリースとして、甲35参照）。

本件パブコメが開始した時点において、デジタル手続法総務省施行規則4条2項本文の定める方法によらないで、オンラインによる住民票の写しの交付請求を受け付けていた自治体は、渋谷区のみである。被告（総務省）は、渋谷区が実施していた本件サービスを中止させるべく、いわば渋谷区（及び原告）を“狙い撃ち”する形にて本件省令改正を行ったものと評価することもできる。

つまるところ、渋谷区は、被告（総務省）により、本件サービスを区民に提供することを妨げられた立場にあるものである。

(3) 上記(1)(2)で述べた事情や、本通知が発出された経緯及び原告がこの適法性等を訴訟により争う中で本件省令改正がなされたことを含めた本件に関する

事実経緯にかんがみれば、原告が主張するところの「地位」は法令上の制約を受けており、かつ、この「地位」の適法性が被告との関係において確認されれば渋谷区も本件サービスの「休止」を解くなどして原告は救済されるのであるから、少なくとも本件地位確認の訴えについて確認の利益が認められるものである。

- 2(1) この点について、被告は、被告準備書面(2)において、「原告は、飽くまで一私企業として、原則として一般競争入札（会計法29条の5第1項）等を経て地方公共団体との間で契約を締結するという所要のプロセスを経た後に、地方公共団体に本件サービスに係るシステムを提供することができることがあるというにとどまる。」（31頁7行目から同頁10行目）と述べる。

しかしながら、既に主張しているとおり、原告は、原告の確認の利益は、既に「GovTech Express」を導入している自治体との関係性により基礎付けられると主張しているものであるし（つまり、一から契約を締結する局面を問題にしているものではない。）、ましてや、渋谷区では現に本件サービスが実施されていた中で本件省令改正がなされたことによりこれを実施することができなくなったという事実経緯を踏まえれば、被告が主張する内容は的を得たものではないといわざるを得ない。

- (2) また、被告は、被告準備書面(2)において、「住民票の写しの交付に係るシステムの採否を決定するのは地方公共団体であり、国は特定のシステムを採用するよう地方公共団体に求める法的権限を有しないから、国との関係で原告がというような「地位」の有無を確認したところで、原告の具体的な救済に結びつくものでもなく、この観点からも、原告が確認を求める「地位」は、確認の訴えの対象として不適切である。」（31頁19行目から同頁24行目）とも述べる。

しかしながら、本件省令改正は渋谷区（及び原告）をいわば“狙い撃ち”する形で発出されたものであり、本件省令改正により現に本件サービスを実施していた渋谷区においてこれを実施することができなくなったという本件

特有の事実経緯を踏まえれば、本件省令改正をなした被告との関係で原告が主張するところの「地位」を確認することこそが本件の争いの実体に即するものとして適切であるといえるのであって、被告が主張する内容はやほりのを得たものではないといわざるを得ない。

- (3) なお、念のため原告は、必要に応じて（目的は本件に関して本案審理を受けることにある。）、本件省令改正により追加された住民票省令 22 条は違法であり無効であることの確認の訴えを本訴訟に選択的に追加すること、及び／又は、渋谷区に対して訴訟参加の申立て（行政事件訴訟法 41 条 1 項・23 条 1 項）若しくは訴訟告知（同法 7 条・民事訴訟法 53 条）を行うことも検討しているところである。

第 4 訴訟の進行について

これまで裁判所におかれては、被告が確認の利益のみを争うことを許容してきたが（第一回口頭弁論期日の期日調書参照）、前提となる事実関係が変わったことを受け裁判所において確認の利益を肯定するとの考えになったのであれば、本件に確認の利益が認められることについて中間判決（行政事件訴訟法 7 条・民事訴訟法 245 条）をなしていただきたい。

以 上